

平成 2 9 年 第 3 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 9 年 6 月 1 3 日

閉会 平成 2 9 年 6 月 1 6 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成29年第3回芦北町議会定例会会期日程

| 月 日 | 曜日 | 日 程 |
|------|----|---|
| 6・13 | 火 | (開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 (散 会) |
| 14 | 水 | 休 会 (議事整理) |
| 15 | 木 | 休 会 (議事整理) |
| 16 | 金 | 本会議 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 (閉 会) |

目 次

| 第1号（6月13日） | | 頁 |
|------------|--------------------|----|
| 1 | 議事日程 | 3 |
| 2 | 出席議員氏名 | 3 |
| 3 | 欠席議員氏名 | 3 |
| 4 | 説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 5 | 事務局職員出席者 | 4 |
| 6 | 開会 開議 | 11 |
| | 第1 会議録署名議員の指名 | 11 |
| | 第2 会期の決定について | 11 |
| | 第3 諸報告 | 11 |
| | 議長諸般の報告 | 11 |
| | 行政報告 | 11 |
| | 第4 町長の提案理由説明 | 11 |
| | 第5 一般質問 | 12 |
| | (1) 宮尾秀行議員第1回目一般質問 | 12 |
| | ○竹崎町長答弁 | 14 |
| | ○福田農林水産長答弁 | 14 |
| | ○告畑農業委員会事務局長答弁 | 15 |
| | (2) 宮尾秀行議員第2回目一般質問 | 15 |
| | ○福田農林水産長答弁 | 15 |
| | (3) 宮尾秀行議員第3回目一般質問 | 16 |
| | ○福田農林水産長答弁 | 16 |
| | (4) 宮尾秀行議員第4回目一般質問 | 16 |
| | ○告畑農業委員会事務局長答弁 | 16 |
| | (5) 宮尾秀行議員第5回目一般質問 | 17 |
| | ○竹崎町長答弁 | 17 |
| | (6) 宮尾秀行議員第6回目一般質問 | 18 |
| | ○福田農林水産長答弁 | 18 |
| | (7) 宮尾秀行議員第7回目一般質問 | 18 |
| | (1) 坂本登議員第1回目一般質問 | 19 |
| | ○竹崎町長答弁 | 19 |
| | ○園川商工観光課長答弁 | 20 |

| | |
|-------------------|----|
| ○澁谷教育委員長答弁 | 20 |
| ○長船教育課長答弁 | 20 |
| ○田淵住民生活課長答弁 | 20 |
| (2) 坂本登議員第2回目一般質問 | 22 |
| ○竹崎町長答弁 | 22 |
| (3) 坂本登議員第3回目一般質問 | 22 |
| ○竹浦教育長答弁 | 23 |
| (4) 坂本登議員第4回目一般質問 | 24 |
| ○竹崎町長答弁 | 26 |
| (5) 坂本登議員第5回目一般質問 | 26 |
| ○竹崎町長答弁 | 27 |
| (6) 坂本登議員第6回目一般質問 | 27 |
| ○竹崎町長答弁 | 28 |
| (7) 坂本登議員第7回目一般質問 | 29 |
| 7 散 会 | 29 |

第2号(6月16日)

| | |
|--|----|
| 1 議事日程 | 33 |
| 2 出席議員氏名 | 34 |
| 3 欠席議員氏名 | 34 |
| 4 説明のため出席した者の職氏名 | 34 |
| 5 事務局職員出席者 | 34 |
| 6 開 議 | 36 |
| 第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて | 36 |
| 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて | 37 |
| 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について | |
| 第3 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について | 38 |
| 第4 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ いて | 43 |
| 第5 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について | 45 |
| 第6 議案第23号 平成29年度芦北町一般会計補正予算(第1号) | 46 |
| 第7 議案第24号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 | |

| | | |
|-----|--|----|
| | (第1号) | 50 |
| 第8 | 議案第25号 平成29年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) | 52 |
| 第9 | 議案第26号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 53 |
| 第10 | 議案第27号 業務委託契約の締結について | 54 |
| 第11 | 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて | 56 |
| 第12 | 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて | 57 |
| 第13 | 同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて | 58 |
| 第14 | 議員派遣の件 | 60 |
| | (一括議題=第15から第18まで) | |
| 第15 | 総務常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 60 |
| 第16 | 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 60 |
| 第17 | 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 60 |
| 第18 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 | 60 |
| 7 | 閉会 | 61 |

平成29年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月13日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 一般質問

(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 荒川知章君

3番 宮内道則君

5番 古村逸男君

7番 草野安道君

9番 元山秀志君

11番 平松洋一君

13番 藤井公明君

16番 寺本修一君

2番 坂本登君

4番 寺本順一君

6番 白坂康浩君

8番 前田徹一君

10番 宮尾秀行君

12番 川尻成美君

15番 水口宣之君

3 欠席議員（1人）

14番 岡部恵美子君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹崎一成君 副町長 藤崎正司君

教育委員長 澁谷百錬君 教 育 長 竹浦裕道君

総務課長 下田研君 企画財政課長 一丸喜八郎君

税務課長 川尾敏浩君 住民生活課長 田渕耕一君

| | | | |
|---------|-------|----------------|--------|
| 福祉課長 | 櫻井優一君 | 農林水産課長 | 福田貴司君 |
| 商工観光課長 | 園川民夫君 | 建設課長 | 長崎十三男君 |
| 上下水道課長 | 杉本芳郎君 | 会計管理者兼 会計室長 | 井手口浩二君 |
| 田浦基幹支所長 | 宮石幸人君 | 教育課長 | 長船正純君 |
| 生涯学習課長 | 宮下祐一君 | 農業委員会 事務局長 | 告畑一彦君 |

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 岩間睦生君 | 次長(課長補佐) | 上野孝司君 |
|--------|-------|----------|-------|

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成29年3月29日（水）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題
- ・水俣芦北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・平成28年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）（原案認定）
 - ・平成29年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（原案可決）

3 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成29年5月26日（金）

場 所 満潮（熊本市）

- 議 題
- ・正副議長による県関係国会議員への要望について
 - ・臨時同会の運営及び次期役員について
 - ・市町村総合事務組合議会議員の選任について
 - ・九州協議会における本県提出議題について
 - ・全国議長会関係事項報告ほか

4 熊本県町村議会議長会要望活動

期 日 平成29年5月26日（金）

場 所 自民党県連、熊本県庁、熊本県議会

内 容 自民党県連会長、熊本県知事及び熊本県議会議長へ、熊本県町村議会議長会決議事項要望

5 平成29年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成29年5月30日（火）～5月31日（水）

場 所 中野サンプラザホール（東京）

議 題 講演

・「大震災における自治体と議会の使命」

（公財）地方自治総合研究所 主任研究員 今井 照 氏

・「議長・副議長のあり方」

新潟県立大学国際地域学部 准教授 田口 一博 氏

6 熊本県町村議会議長会正副議長県選出国会議員要望活動

期 日 平成29年6月1日（木）

場 所 全国町村会館2階ホール（東京）

内 容 熊本県町村議会議長会決議事項要望

平成29年6月13日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第9号
平成29年6月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成29年5月31日

3 検査実施日

平成29年6月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

| | | |
|---------------------------|-----------|-----------------|
| 一般 会計 ・ 特別 会計 | 歳 計 現 金 | 1,351,941,002 円 |
| | 一 時 借 入 金 | 0 円 |
| | 基金に関する現金 | 5,996,013,384 円 |
| | 歳入歳出外現金 | 39,711,778 円 |
| | 計 | 7,387,666,164 円 |
| 水 道 事 業 会 計 | | 315,852,324 円 |

議員派遣の結果報告

平成29年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成29年5月30日（火）～5月31日（水）

場 所 中のサンプラザホール（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 水口副議長

熊本県町村議会議長会正副議長県選出国會議員要望活動

期 日 平成29年6月1日（木）

場 所 全国町村会館2階ホール（東京）

目 的 熊本県町村議会議長会決議事項要望

派遣議員 水口副議長

平成29年6月13日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成29年第3回定例会一般質問通告表

| 質問 順番 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------|------|-------------------------|---|--|
| 1 | 宮尾秀行 | 1 農業振興地域内の農地利用及び活性化について | <p>(1) 本町の農業振興を図るため、芦北町農業振興地域整備計画が策定されているが、平成30年度で全体見通しされる予定と聞いている。</p> <p>① 平成29年度では、全体見通しに伴う準備作業をどのように進めているのか。</p> <p>② 平成30年度の全体見通しは、どのような構想で行う予定なのか。</p> <p>(2) たのうら御立岬公園駅西側の水田地帯（八幡ノ元）は、耕作放棄地が目立つが行政として改善策はないか。</p> <p>(3) 人手不足解消方法の一つとして、農作業受託組織の結成及び育成なども有効であると思われるが、農業法人立ち上げ等に係る説明会を開催し、関係者の意識の高揚を図る考えはないか。</p> | <p>町 長</p> <p>町長及び 農業委員会 事務局長</p> <p>町 長</p> |
| 2 | 坂本 登 | 1 プレミアム付商品券について | <p>① 町の補助事業で、芦北町商工会が行うプレミアム付商品券発行補助金があるが、平成28年度の補助額はどうなっているか。また、その目的はどの程度達成されていると考えているか。</p> <p>② 昨年度、本商品券が利用された事業所及び商店数はどうなっているか。また、本町にある事業所及び商店数に対する割合は、どうなっているか。</p> | 町 長 |

| | | | |
|--|--------------------|--|-----------|
| | | ③ 本町の全ての事業所及び商店で利用できる商品券にする考えはないか。 | |
| | 2 被害地域としての水俣病について | <p>① 本町の小・中学校において、児童・生徒の学習の中で水俣病に関する教育は、どのように行っているか。</p> <p>② 現在、本町における水俣病認定患者数は何人か、また、医療手帳保持者及び水俣病被害者救済特別措置法で救済を受けた被害者は、それぞれ何人か。</p> <p>③ 平成24年12月定例会において、昭和44年12月以降生まれの被害を訴える住民の救済について質問を行った際、町は、あとう限り救済されることを願っているという答弁であったが、その後、救済に対しどのようなことを行ってきたか。</p> | 町長及び教育委員長 |
| | 3 国民健康保険の都道府県化について | <p>① 平成30年度から国民健康保険の都道府県化が行われると報道されているが、都道府県化とはどのようなものか。また、本町はどのような対応を考えているか。</p> <p>② 本年度の芦北町国民健康保険の税率はどうなっているか。また、都道府県化された場合、標準保険料率は、どう変わるのか。</p> <p>③ 現在、被保険者は、国民健康保険税を賦課されているが、制度変更によりどのようなになるのか。また、現在より負担が増加することはないか。</p> | 町長 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成29年第3回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 宮内君及び4番 寺本順一君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から6月16日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由の説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

まずもって、寺本議長におかれましては、この度の熊本県町村議長会会長の御就

任、誠にありがとうございます。合併してから、本町出身といたしましては、3人目の会長となります。地方自治発展のため、今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

さて、今月6日には、福岡管区气象台より、九州地方の梅雨入りが発表されておりますが、幸いにも現在のところ、本町では大きな雨量には至っておりません。また、昨年発生した熊本地震を踏まえ、さらなる安全・安心なまちづくりのため、防災計画の見直しについて取りまとめたところであります。今後も引き続き、地震情報や大雨等の気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら、万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、芦北町税条例及び芦北町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認2件、一般会計の繰越明許費、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など、報告3件を提出しております。

また、平成29年度芦北町一般会計、芦北町国民健康保険事業特別会計及び芦北町後期高齢者医療事業特別会計に係る補正予算3件、条例の一部改正が1件、新芦北町町史編さん業務に伴う業務委託契約の締結1件の合計5議案と、人事案件3件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第5「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされますよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 皆さん、おはようございます。

一般質問で壇上に上がりましたが、先ほど町長のほうからもお話がございました。寺本議長に一言お祝いを申し上げます。この度、熊本県町村議会議長会の会長に御就任されました。心よりお祝いを申し上げます。今後ますますの御活躍を期待いた

します。本当におめでとうございました。

さて、議長の許可を得ましたので、農地に関する一般質問を行います。いよいよ九州地方も梅雨に入りました。この時期になれば、近年は特に自然災害が大変心配になります。作物にとって自然環境にとっても、恵の雨が降る梅雨になればと心から願っているところです。

さて、約7割の森林率のわが国では、祖先の知恵で豊富な水資源を活かすため、傾斜地には棚田を、湿地帯には水路を築き、水害からも身を守ると同時に、埋め立てにより作物をつくる土地も確保しながら暮らしてきたことが、心豊かな日本人の歴史と農村の原風景を守ってきたところですが、戦後の急激な経済発展とともに、世界の経済大国の仲間入りをしました。経済が成長することは大変良いことですが、同時に安定した収入を求めて、農村から都会へと若者が流出したことは事実であり、代々受け継がれてきた水田や畑、また農業振興地域として守られてきた土地でも、ここ数年で耕作放棄地が至るところで見受けられるようになりました。私も長年、急傾斜で甘夏、デコポン栽培をしていた農業者として、大変もったいないと思っているところです。

そこで、農業や農村の原風景を守ることとともに、荒れ果てた農地には新たな命を吹き込み、有効に活用し、地域を活性化させるという観点から質問をいたします。

農業振興地域内の農地利用及び活性化についてですが、まずはじめに、本町の農業振興を図るため、芦北町農業振興地域整備計画が策定されていますが、平成30年度で全体見直しが行われると聞いているところです。ただ、何事でも準備期間が必要だと思っております。平成29年度では、見直しに伴う準備作業をどのように進めているのかを伺います。

次に、平成30年度の全体見直しはどのような構想をもって行う予定なのかをお尋ねいたします。

次に、(2) 番の質問ですが、田浦御立岬公園駅西側の水田地帯(字八幡ノ元)は、耕作放棄地が目立ちます。役場の支所もあり、芦北町の北の玄関口であり、田浦地域の中心部ともいえます。行政として何か改善策はないかを伺います。

最後に、(3) の質問に移ります。農家の人手不足解消の方法として、農作業受託組織の立ち上げ、育成などは有効であると思います。農業法人設立などに関わる説明会を開催し、関係者の意識の高揚を図る考えはないかを聞きたいと思います。

質問者席に戻って、再質問を行います。福田課長への答弁も求めますが、福田課長は落ち着いておられるようでございますが、議会事務局で大変お世話になりましたので、私はとても緊張をしております。どうか前向きな答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 宮尾君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮尾議員の御質問にお答えをいたします。

本町の基幹産業であります農業につきましては、これまで未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例及び芦北町総合計画並びに芦北町農業振興地域整備計画等に基づきまして、各種振興策を展開してまいりました。今後は、本町のさらなる農業振興を図るため、優良農用地の確保と有効活用など、いわゆる守る分野と、新たな芦北ブランド農産物の確立など、攻める分野をしっかりと見極めた上で、農業振興地域内の農地利用及び活性化について熟慮し、耕作放棄地対策や人手不足解消等の取り組みにつきましても、熊本県や農業委員会、JA等の関係団体と連携をさらに強化してまいります。

なお、御質問の内容の具体的な件につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） ただいま宮尾議員から励ましのお言葉を賜りました。

ありがとうございました。誠意をもって答弁させていただきます。

まず、御質問の（1）につきましては、平成30年度で芦北町農業振興地域整備計画の全体見直しを行い、策定する予定でございます。

次に、御質問の①につきましては、平成29年度において農振地域全体見直しに伴う準備作業として、基礎調査を行います。具体的な調査といたしましては、耕作面積や農家数などの推移を把握するため、農林業センサスとの突合や、土地利用状況調査などを行うものでございます。

次に、御質問の②につきまして、農振地域全体見直しの構想は、今後、農振協議会で協議していただき、定める予定でございます。なお、構想は平成29年度で行います基礎調査などの資料を基に、概ね5年後を見据えた上で、農業振興地域の整備に関する法律の目的及び農業振興地域の整備の原則に則り、農用地が有効利用され、農業振興が図られることを基本にしたいと考えております。

御質問（2）の耕作放棄地の改善策につきましては、農業委員会をはじめ、JA等の関係団体と連携し、地権者との話し合いの中で、耕作放棄地の解消や農地集積などの可能性が現れてきますと、改善策の一環としまして農地基盤整備事業の補助整備やハウス設置などの農業施設化などを、実現に向けて推進してまいりたいと考えております。

次に、御質問（3）の農業法人立ち上げ等に係る説明会の開催につきましては、今後、個々に農業法人を設立したい意向がある場合はもちろんのことですが、認定農業者会議や中山間地域等直接支払制度の会議等で、農業法人のメリットや設立に

関する手順などを説明いたしまして、関係者の意識の高揚を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） 農業委員会のほうから、一応御説明いたします。

御質問（２）の八幡ノ元の耕作放棄地の改善策につきまして御説明します。まず、耕作放棄地の状況から説明申し上げます。農地面積 3.2 ha のうち、約 2 ha、62% が耕作されていない農地となっています。今後は、議員から指摘のありました地区を含め、農業委員会及び農地利用最適化推進員が積極的に地権者と関わり、耕作放棄地になった要因等を検証し、今後の農地の活用方法等について、地権者、農業委員会、農林水産課、県等の関係機関と連携しながら、農地の有効利用についての方向性を協議していきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） それでは、一つずつ再質問をいたしたいと思います。

ただいま町長のほうから答弁をいただきまして、その中で二つ、守る分野、それから今後攻めていかなければならないという言葉がございましたが、良い農地は今後も守りながらも、農地としての活用がなかなか見いだせないところは、利用法や活性化について取組を強化していく、そういう考えだと私は理解をいたしました。私の壇上からの質問の本意も、農村の原風景は守り、荒れた農地は有効に活用をして、土地を活かせることはできないかどうかということであり、方向性は一致をしているんじゃないかと思っています。

そこで、全体見直しのことで再度質問をいたしますが、構想は農振協議会の協議で決めるとの答弁でございましたが、農振といえば、農用地区への編入と除外を考えることが大変重要な大事なことだと思っておりますが、現時点で農用地区内への編入や除外に関する基本的なものはどのようなものが考えられるか、農林水産課長、よろしくをお願いします。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） お答えいたします。

農振地域全体の見直しを行う際には、御質問のとおり、農用地区域への編入と農用地区域からの除外が大きな論点になるかと思われまます。その中で、農振地域全体見直しの構想を定める上では、農用地区域への編入としまして、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払活動組織等に参加し、今後も農地として維持を希望している農地などを含めることが予想されます。逆に、農地の集団性が低い農用地や、今後の維持整備が見込めない農用地などの条件不利地につきましては、除外を進め

ることなどが予想されますので、今後、農振協議会ではそのような観点から全般的に協議していただくことになろうかと思われます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） それでは、そのようなことで進めていくということで理解をいたしました。今度は見直しの段階になったときは、その対象となる地権者の声は見直しの要件に反映させられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 農振の全体見直しにつきましては、町内全域を見渡した観点で、概ね5年後を見据えた計画の策定となりますので、そういう個々の条件等も加味しながら、農振協議会の中では総合的に考慮して策定に向けた取組を行っていただくことになろうかと思われます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 私がなぜ地元の地権者の意見も反映させられるのかというように質問した背景には、この八幡ノ元もでございますが、ほかの恐らく耕作放棄地も同様だと思います。農地が荒れたその背景というのがございます。跡継ぎの方がいらっしゃらないとか、それが人手不足ですね。それと、いろんな要件もございます。ただ、私が指摘している八幡ノ元は、赤松川沿いでございます。そこの赤松川沿いの水田を長年作っておられた方、御主人が亡くなられまして、奥さんが作っておられましたが、どうしても赤松川からの水の流入が止まらないというようなことも一つの大きな原因だと思っております。ですから、その荒れた背景というのは、各地域地域でもかなり違うと思いますし、一つ一つの要件がございますので、十分農家の声を反映をさせながら、吸い上げていただくことを要望をいたしたいと思います。

次の質問に移ります。次に、八幡ノ元の改善策についてであります。先ほどの福田課長、それから告畑事務局長の答弁の中で、希望の持てる話であり、事が進むものと感じております。まずは、地権者や関係者との話し合いから、これが第一ということを理解をいたします。そして、耕作放棄地解消に向け、地権者や行政側、全ての関係者が最大限の努力をした後、次の段階として用途変更や転用なども視野に入れて推進していくと理解をしましたが、これでいいのか確認をいたします。

○議長（寺本修一君） 告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） お答えします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今、議員さんが申されたようにですね、各地権

者が一番大事だと思っております。地権者及び農業委員会、農林水産課、県等の機関ですね、先ほど申しましたけれども、十分に協議してですね、今後の方向性を一応まとめたいと思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 精一杯、地権者の声も吸い上げて、今後の計画に活用していただければと思います。

私は、八幡ノ元の質問をいたしましたけれども、毎日欠かさず私の仕事場がありますデコポンハウスに通うために、赤松川の土手を通っております。八幡ノ元の水田も見ながら、現岩崎グラウンドが水田だった頃に、我が家も7反ほどの田を耕作をしておりましたが、湿田に加え、塩害被害が心配される中での米作りの苦労は、本当に身にしみております。それ故、今回指摘した八幡ノ元は、壇上からの質問でも一部触れましたが、駅の周りには役場田浦支所、活性化センター、岩崎グラウンド、保育園、さらには福祉施設が隣接し、歩いて7、8分のところには田浦インターや道の駅、また医療施設、小中学校もあり、田浦地区の日常生活の中心部といえます。また、夏場には、多くの若者が田浦御立岬公園駅から海水浴へと向かいます。そんな環境の中にありながら、反面、稲が実る頃になれば、イノシシも現れ、依然、雑木が生い茂る中に不審者がいたこともあります。これは近隣住民の知っているところでもあります。治安維持、景観、環境保全なども含めて、土地の活かし方を考えれば、新たな活用法を見出し、荒れた土地に命を吹き込むことができると思っております。耕作放棄地解消の芦北町のモデル地区となるように頑張ってくださいと思うわけですが、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 耕作放棄地は、全国的に広がっておるわけでありまして、本町でも例外ではございません。八幡ノ元につきましても、私も何度も見ておるところでございますが、先ほど答弁を、課長、局長がいたしましたように、地権者の方々の意向を踏まえ、取り組むことが大前提でありますし、それとまずは基盤整備をどうするかと、排水対策あるいは塩害対策等々もございしますので、あるいは区画整理ですね、そういうことも含めまして、生産基盤整備、これがまずは守る分野、そして適地・適作、また時流に乗った将来を見据えた作物、どのようにそれを展開していくかということが攻める分野に入ろうかと思っておりますが、これらの大きな一つ理念をもちまして、今後取り組んでまいりたいというふうに思います。もはや待ったなしの状況であるというふうに認識をいたしております。今後とも議員さんにおかれましても、いろいろと大所高所からの御助言等を賜れば幸いです。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ただいまの町長の答弁、今後の希望の光を感じ、展望も開けた感じがいたします。農家の人たちの苦労が軽減され、新しい営農形態が生まれれば、若者も取り組みやすく、必ず活気がつくと考えます。スピード感があり、形に見える政策を展開されることを期待し、最後の項目の再質問に移ります。

農業法人や受託組織の立ち上げに関しては、各種会合で説明するというようなこととございましたが、世の中の情勢は日一日と変化をしております。情報をキャッチするアンテナを張り巡らせて、最新かつ芦北地方に見合う情報を把握され、その上で相談が来るのを待つ受け身ではなく、今後は地道な活動になると思いますけれども、農作業受託組織の必要性があると思えば、その地区民に行政側からでも働きかけをするときもあってもいいと思いますが、福田課長、よろしく答弁をお願いします。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） この人手不足解消法の一環としまして、情報を把握するため、感度の高いアンテナを常に持って臨んでもらいたいという御意向のようです。私たちが業務に携わっておる中では、町内の個人・団体、関係する中で、そういう情報をしっかり把握しながら、おっしゃるような感度の高いアンテナを常に持ちつつ、この質問のような内容のことに對します取り組みは、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 今、農家の方、情報の時代でございますので、みんながパソコンも持って情報を得ていると思えますけれども、一つのヒントを得ただけで物事がどんどん進んでいくということがよくあることでありますので、是非、行政側から見てヒントを農家の方々に、その集団、地域の方々に与えていただければと思います。

最後に、耕作放棄地解消は地権者をはじめ、全ての関係者の地道な努力と意識改革が不可欠だと、私は思います。農業新聞の記事にも、農業委員自らが地権者宅を訪問し、問題解決に当たっていると書いてあります。新しい農業委員会の体制となり、新たに農地利用適正化推進員も近く誕生をいたします。苦労も多いと思いますが、関係者が一体となり、自ら汗を出し、他の市町村に負けない活動を望むとともに、農家の人々や住民が今以上に希望と夢をもてる芦北町になるよう、竹崎町長をはじめ、行政スタッフ一同の手腕に期待しながら、一般質問を終わります。

○議長（寺本修一君） これで、宮尾君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。御苦労様です。日本共産党の坂本登です。

私からも、寺本議長の県町村議会議長会会長就任に心からお祝いを申し上げます。それでは、議長の許可の下、3項目について、町民の声を代弁して、それぞれ質問をいたします。

はじめに、プレミアム付商品券についてお聞きします。①町の補助事業で芦北町商工会が行うプレミアム付商品券発行補助金とあるが、平成28年度の補助額はどのようになっているか。また、その目的はどの程度達成されていると考えているか。②昨年度、本商品券が利用された事業所及び商店数はどのようになっているか。また、本町にある事業所及び商店数に対する割合はどのようになっているか。③本町の全ての事業所及び商店で利用できる商品券にする考えはないか。

2問目の質問は、被害地域としての水俣病についてお聞きをいたします。①本町の小中学校において、児童・生徒の学習の中で水俣病に関する教育はどのように行っているか。②現在、本町における水俣病認定患者数は何人か。また、医療手帳該当者及び水俣病被害者救済特別措置法で救済を受けた被害者はそれぞれ何人か。③平成24年12月定例会において、昭和44年12月以降生まれの被害を訴える住民の救済について質問を行った際、町はあたらしく救済されることを願っているという答弁であったが、その後、救済に対しどのようなことを行ってきたか。

最後の質問は、国民健康保険の都道府県化についてお聞きします。①平成30年度から国民健康保険の都道府県化が行われると報道されているが、都道府県化とはどのようなものか。また、本町はどのような対応を考えているか。②本年度の芦北町国民健康保険の税率はどのようになっているか。また、都道府県化された場合、標準保険料率はどう変わるのか。③現在、被保険者は健康保険税を賦課されているが、制度変更により、どのようになるのか。また、現在より負担が増加することはないのか。

以上、3項目について、それぞれに項目ごとにお聞きしました。簡潔明快な答弁を求めます。

本壇からの質問は、これで終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問1につきましては、事務的な内容でありますので、担当課長より答弁させます。

次に、質問2の水俣病被害地域としての水俣病に関するお尋ねにつきましては、私のほうからは③についてお答えをいたします。

平成22年12月定例会での坂本議員の一般質問の際に答弁をしておりますが、現在も毎年2回、環境省へ出向きまして、保健部長を中心といたしまして、意見交換、要望の場を設けさせていただいているところであります。

続きまして、質問第3の国民健康保険の都道府県化につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。お答えをいたします。

質問1の①につきましては、プレミアム分の補助額1,800万円、事務費分200万円の計2,000万円を補助しております。平成28年度は商工会より完売していると報告を受けております。

次の②につきましては、利用されたのは162の事業所及び商店です。

後段のお尋ねにつきましては、プレミアム付商品券の利用は商工会会員である事業所及び商店に限られますので、本町にある全事業所及び商店に対する割合は出しておりません。

最後、③につきましては、商品券発行事業は芦北町商工会が町内商工業の発展や地域振興のために独自に取り組まれている主要な事業です。したがって、利用できる事業所及び商店などに関しましては、町としてはお答えできる立場ではございません。

以上です。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 具体的な内容になりますので、課長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） おはようございます。

坂本議員の質問2の①についてお答えいたします。水俣病に関する教育は、環境教育や人権教育等に関する学習となります。理科や社会科、道徳等の時間に、水俣病やその経緯について正しく理解し、命の大切さ、健康や環境の大切さを考え、思いやりのある児童・生徒を育むよう教育を行っています。

内容につきましては、生命尊重、環境保全、人権感覚など、項目・視点ごとに、児童・生徒の成長に沿った内容の授業を実施しております。

○議長（寺本修一君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 私も、今回、議会初答弁でございまして、少々緊張しておりますが、坂本議員さん、良いスタートが切れますよう御協力お願いいたします。

す。

それでは、質問の主題の2の②につきましてでございますが、水俣病認定患者数以下、いずれにつきましても県が公表をしておりませんので、町といたしましては把握はしてございません。

次に、質問の主題3、①の国民健康保険の都道府県化はどのようなものか。また、その対応についてのお尋ねでございますが、現在、国民健康保険制度は国民皆保険を支える、いわば屋台骨のようなものでありますが、年齢が高く、医療費水準が高い低所得者が多いなどの構造的な課題を抱えており、市町村単位での運営が厳しい状況となっております。こうした課題を解決するため、都道府県が財政運営の主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業確保などを行うことで、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っていくというものでございます。

具体的には、県が県全体の医療費を推計し、交付金などの公費を差し引いた額を各市町村が納付金という形で納めることとなります。市町村におきましては、資格管理や保険証の発行、保険税の賦課徴収、保険事業の実施など、地域におけるきめ細かい事業を実施していくことで、都道府県と市町村が共同していくこととなります。

本町の対応についてでございますが、県の検討部会に参加し、県と県内の各市町村が一体となって、この制度について協議を進めており、制度のスムーズな移行に向けて、現在準備を進めているところでございます。

次に、②の本年度の税率についてでございますが、今月の6月26日に行われます国民健康保険運営協議会において決定するため、まだ決まっておりませんが、平成28年度の保険税率は所得割8.75%、資産割57%、均等割2万8,000円、平等割3万円となっております。なお、平成17年度の合併後、税率の変更は行っておりません。

都道府県化される平成30年度の標準保険料率については、現在、県が取りまとめ作業を行っております。11月に仮算定結果が示される予定でございますが、これを目安に保険税率を決定していくということになります。

次に、③の制度変更により、どのようになるのかのお尋ねでございますが、まず県が県全体の医療費を基に各市町村の納付金と標準保険料率を算出し、各市町村はその標準保険料率を目安とし、それぞれ独自に保険料率、こちらでいいますと保険税率になりますが、決定することとなります。

また、現在より負担が増加することはないかのお尋ねでございますが、先ほど申しましたとおり、現段階では分かっておりません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） プレミアム商品券の再質問をいたします。町からの補助金は、手数料を入れて2,000万円、利用した件数が162件、町の商工会が行っている、割合は出していない。商工会の事業であり、町としては、今後の③ですね、は答えられないという答弁だったと思います。確かにですね、町の補助事業である商工会が発売する1割儲かる券は、地元商店の活性化と、町民の町内での消費を喚起し、この事業は私も評価をしていました。しかし、数名の町民の方から意見をもらい、直接会って話を聞いてきました。御紹介します。商工会に入っていない飲食店の方は、「商工会の商品券は、会員以外は使えないし、大型チェーン店で使えないので、8割は地元の商店、2割を色分けしたデザインにして、大型チェーン店でも使えるようにする。そして、手を挙げた全ての店で使えるような新しい商品券にしてほしい。地元商店はどちらの商品券も使えるわけだから、よかつじゃなかろうか。」と言われました。もう一人の方は、「購入する立場として、一人で7万円分、4人家族で28万円分の商品券を買えるんだけど、結局、早い者勝ちだし、お金に余裕のある人しか買えない。国民年金生活者には余裕がなく、貯蓄もない。生活費の支払いをして、残ったお金で買いたくても買えない人がいることを分かってほしい。1割儲かる券なんだから、我々みたいな生活弱者にも買えるように、全部売ってしまわないで、何割かは低所得者枠をつくって、いくらか分は残してもらいたい。」と言われました。

そこで、町長にお聞きします。全く新しい事業として、税金を使う事業として、町民の声に基づき、2点の改善を求めたいと思います。1点目は、今後、商工会員も含め、希望する全ての事業所に枠を拡げること。2点目は、低所得の人でも買いやすい不公平感のないプレミアム付商品券にすること。この2点を町として調査し、検討する考えはありますか、町長にお聞きします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御提案としてお聞きしておきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、独自の方法を検討して、調査していただきたいと思えます。

次に、水俣病について、2回目の質問をいたします。教育のほうで、命の大切さや環境の学習をしているという課長からの答弁をいただきました。先日、課長のところに行きまして、いろいろ教えていただいていたので、小学校1年生から中学校3年生まで、7項目についてそれぞれの視点での教育カリキュラムがあり、命を大切にすることを育むための学習が行われているということを知りました。

そこで、これまで小中学校のスポーツ大会などで、水俣病に対する偏見や差別的発言がニュースになる度に心が痛みます。水俣病に対する正しい知識がない、真実を知らない、無知によって偏見や差別的発言が繰り返されていると思います。水俣病に対するこういった差別をなくすため、芦北町は被害地域として児童・生徒に水俣病教育を充実させ、真実を伝え、環境問題の学習に力を入れていることは大切なことだと思えます。

以前、水俣市の中学生が、サッカーの試合後に、他校の生徒に差別的発言を受けたときに、毅然とした態度で、水俣病の真実を語り反論したと聞き、誇らしく思いました。小中学校での水俣病教育が充実しているからかなと思えました。

そこで、5月7日付けの熊日新聞に「水俣病教育充実を目指す」という記事が報道されました。御存じのこととは思いますが、少し紹介いたします。「水俣市教育委員会は、同市の全小中学校が水俣病に関する授業で使う教員用手引書、環境学習資料集を改定する。今年1月に宇城市で行われたスポーツ大会で水俣市の児童が差別的発言を受けたことを踏まえ、県内の他地域での活用も視野に、2018年度中に完成させる。市教育委員会は、水俣だけでなく、県内全ての子どもに水俣病について学ぶ機会をつくるのが我々の役目、内容検証のための授業は全ての教職員に公開するので、是非見に来てほしいと話している。」と報道されました。

そこで、芦北町の小中学校の児童・生徒の中には、おじいさん、おばあさん、お父さん、お母さんに、水俣病認定患者や医療手帳、被害者手帳の救済を受けている児童・生徒がいると思います。水俣病に対する無知からくる偏見や差別的発言にも毅然と対応できるように、水俣病に関する真実を自らが学習し、水俣病は終わった出来事ではなく、今もなお被害に苦しみ、救済を求めて闘っている被害者がいることを理解することが大切です。

そこで、教育長にお聞きをいたします。差別的発言を受けたことを踏まえ、水俣市教育委員会は、「水俣だけでなく、県内全ての子どもに水俣病について学ぶ機会をつくるのが我々の役目」と呼びかけていますので、無知による偏見や差別的発言をなくすために、水俣市教育委員会と共に学習内容を検証して、水俣病教育を環境と人権の面からも、さらに充実して、水俣・芦北以外の県内の全ての教育委員会に呼びかけて、県内小中学校の全ての児童・生徒に水俣病の真実を学ぶ機会を充実するように呼びかけていただけないか、このように思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

議員御指摘の各県内の部活動等におきましての偏見・差別の発言があつておるこ

とは、重々理解しております。その都度、校長会の中でも指導をし、このようなことが町内の部活動の中で繰り返されないような、そういう徹底した指導を図っておるところであります。

今、御要望がございました、県全体への水俣市、芦北町、一体となつてのその取り組みをすればどうかというような御意見でございましたが、本町独自でも今申し上げました校長会等におきます徹底した指導を、これからも繰り返していきたいと思っておりますので、県全体への、また本町からの波及的な指導等の取り組みにつきましては、今後、教育委員会の中でも検討を、そしてまた水俣・芦北教育長会の中でも検討を重ねさせていただければと思います。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非ですね、被害地域の教育委員会として、全県にですね、やっぱり呼びかけていただきたい。それで、こんないつまでもですね、こういう間違つた知識による差別・偏見がなくなるようお願いしたいと思います。

それと、もう一つの出生年による問題に移ります。②の数字的なことは、県が公表していないということでした。県が公表していないのであれば、ここで数字を公表しているのかどうか分かりませんが、私は県に直接連絡をし、また我々日本共産党の県議会議員を通じて、この一時金、またはこの暴露時における移住者集計表という、こういう資料を送ってもらって、数字は全て把握をしています。しかし、ただ言えることはですね、芦北町が間違いなく被害者が、正確な数字は言いませんが、今度の特措法でも6,000人以上、それで保険手帳から被害者手帳に交換した人も含めれば、もう間違いなく被害地域であるというのは、これはもう疑いようがない事実なんですね。それをわきまえた上で、2回目の質問を行います。

町長は、もう環境省に毎年2回出向いて要望はしている、そのことは私も国の環境省に要望に行ったときに、以前も室長から町長の名前は出してもらって、竹崎町長のほうからも要望は承っておりますということも聞いておりますので、重々知つた上で再質問をしたいと思ひます。

私は議員になってから、定例会の一般質問で、これまで水俣病問題を何回も取り上げてきましたが、未だに全ての水俣病の被害者の救済が終わっていない。特に出生年による線引きで救済対象にならなかつた人たちが、芦北町にもいる現実問題があります。

昨年10月、民間医師団が1万人の検診記録の分析結果を公表されました。それによりますと、対象外とした昭和44年12月以降生まれの人でも、対象地域内外に関係なく、汚染地域であれば、8割から9割近くの人に両手足の触覚や痛覚の鈍

い症状が見られるということが明らかにされました。

国は、昭和43年5月に、加害企業チッソがメチル水銀を含む排水を止めたと、だからこれ以降に水俣病になるはずがないという前提の下で、こういう出生年による線引きがやられているわけです。これはこれほど実態を無視した出生年による線引きはないと思います。何よりも、熊本県の集計でも昭和44年12月以降に生まれた人で、給付対象になった人が4人いました。人数は少ないですが、それでも4人いたという事実は大変重いと思います。これは昭和44年12月以降に生まれた人でも、水俣病被害者がいることを熊本県が示している数字だといえます。この事実を重く受け止めるべきだと思います。これは決して特殊な例ではありません。

私は、町内の実際に被害等となった被害者本人と、そのお母さんにお会いして、話を聞いてきました。被害等となってこの方は、芦北町の沿岸地域で生まれた女性で、現在47歳の方です。水俣病に特徴的な感覚障害を訴えて、特措法に基づき申請したが、認められなかった。なぜかという、彼女が生まれたのが昭和44年12月中旬だったから却下されていました。彼女のお母さんの話では、昭和42年、イワシ漁の網元に嫁いで、不知火海で捕れた魚が毎日食卓にあがる暮らしの中で妊娠をしました。生まれた娘の離乳食は自身魚をすりつぶしたものであったと言われました。被害者本人の女性の話では、小さい頃から茶碗を落として割ったと、よく転ぶが多かったと、手足の感覚が鈍く、足の爪が剥がれても気がつかないこともあったと、45℃ぐらいのお風呂でも熱いと感じたことはなかったと、食感が鈍く味覚もよくないと、食事をしながらよく舌を嚙んだと、からす曲がりもひどく、特に夜は大変だったと、耳鳴りがひどく、1年中蟬の鳴き声のように聞こえ、頭痛に悩まされると、同級生も何かしら症状を抱えているなどと話してくれました。また、彼女のおじいさんは亡くなられた後で水俣病と認定されています。おじいさんは認定され、お母さんも被害を認められたのに、自分自身は線引きされた出生年からわずか十数日後に生まれたということで門前払いになった。検査もせずに、被害者ではないと、救済しないのは納得がいかないと言われ、年齢で線引きをする理不尽さを指摘をされました。

町長に申し上げます。こういう人に正面から水俣病被害地域の自治体として、メチル水銀の汚染拡大を防げなかったことで生じた、胎児性・小児性の被害者の声に正面から応えるべきだと思います。あまりにも出生年による線引きが機械的過ぎることを重く受け止めてください。

ここで、町長に2点についてお聞きをします。水俣病被害者救済で一番大事なことは、水俣病はメチル水銀を排出したチッソの責任と同時に、被害の拡大を防げなかった国及び県の不作為の責任があることを、歴代の環境大臣も現職の大臣も認め

ています。しかし、公式確認から60年が過ぎても、未だに水俣病被害者の救済は終わっていないということです。町長もこの認識は一緒だと思います。

まず1点目は、あとう限りの救済を願うというならば、これらを受け止めた上で、環境省に年2回行かれるということですが、具体的に出生年による線引きは見直すべきだと要請してください。

そして、2点目は、全ての水俣病被害者を救済するために、水俣病がどこまで広がっているのか、国は調査すべきです。水俣病特措法において、政府はメチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査研究を行うと記載されているのに、未だに実施されていません。全容を知らなければ、どう救済していいか対策は立てられません。全容を知るためには、健康調査、環境調査をやるべきだと、不知火海全域をいっぺんにやるのが無理だったら、被害が大きかった水俣・芦北など、地域を区切った全住民調査をやるように、被害地域の自治体の町長として、芦北町単独でもいいし、津奈木町と水俣市と一緒にでもいいし、国に要請してください。

この2点について、被害地域の自治体として、町長の認識をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お尋ねの件でございますが、環境省に出向いたときには、健康被害を受けられた方々への救済、これはもう第一目であります。そして、それに伴いまして、地域が疲弊したということで、地域の再生振興、この2点を柱に要望をしておるところでございます。

具体的な御提案につきましては、私どもは水俣・芦北広域事務組合で要望活動を展開しておるところでございますので、まずはその広域事務組合の場で、そのような御意見・御提言があったということをですね、テーブルの上のせまして、皆さん方の御意見を聞き、統一見解が出た中で、また行動を起こしてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） もうこれは、私は生まれが大阪ですので、実態のそういうものは町長自身のほうが、もう本当に目にして体験され、詳しいと思いますので、生々しい声で提案していただきたいと思います。

次に、3番の都道府県化について、再質問をいたします。ほとんどまだ協議中であるということで、明らかな数字はないということでした。11月に示されるということだったと思います。それで、現在、町の国保の人の現状がどうなっているか知る必要があると思います。そもそも国民健康保険は、国民皆保険の中のひとつで、農林漁業者や無職の人、非正規にアルバイトなどの人が加入しているものです。ここでは、保険料を折半する事業主はいません。このことから、国保の財政が厳しく

なっている要因があります。

そこで、私が聞いてきた町民の声を紹介しますので、お聞きください。70歳から73歳くらいの女性の方です。「戦後に生まれ、兄も姉もいて、自分だけが戦後すぐに生まれた末っ子です。小さい子どもの頃は貧しく、何もなかったけど、家族みんなで楽しく過ごしていました。大変なのは両親が亡くなり、大人になってからなんです。結婚して夫に先立たれ、何の贅沢もしないで、一生懸命日雇いをしながら3人の子どもを育て上げ、それぞれが家族をもち独立しました。それから20年近く一人で暮らしてきましたが、生きる希望が薄れています。1か月に換算すると3万円あるかないかの国民年金で、必ず要る生活費の支払いをすれば、ほとんど残りません。国保税は私にとっては重い負担なんです。介護サービスも受ける余裕はないんです。たまに死にたいと思うときもあります。夜寝て、朝目が覚めずに、そのまま天国に行きたいと思っても、朝が来たら目が覚めてしまう。この世に生まれ、何も自分の贅沢をせずに、一生懸命生きてきて、今70を過ぎた年寄りになったからといって、私が何か悪いことでもしたんですか。この世の中は年を取ってからお金のない者は生きる価値はなく、早く死ねということですか。」と涙を流して私に話をしてくれました。

ここで、町長にお聞きをいたします。熊本県の平成26年度熊本県国民健康保険事業状況報告書によると、芦北町の1人当たりの所得は33万297円です。県下で下から2番目の43位の所得の低さです。国保加入人数は5,395人で、世帯数3,102世帯のうち、2,222世帯で軽減世帯です。軽減世帯割合が72.4%です。これは軽減世帯が熊本県でトップの順位です。この数字から明らかなように、芦北町の国保の加入者は低所得者が多いという認識を町長はお持ちですか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 概ね把握しておるところでございますが、そういうこともございまして、国民保険税につきましては、県の平均よりも低く推移するように事業を運営しておるところであります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 低いというのも、県下では水俣、津奈木、芦北は、もう常に一番安いところであります。それはまた後ほど、その理由を述べたいと思います。

御紹介した一人暮らしの女性のような人が、1人当たりの所得33万円の中から均等割と平等割を加えると4万9,300円となり、その上に家や土地の資産があれば、1人当たり調定額は6万1,000円になります。この所得33万円での調定額は、所得の2割負担になり、大変厳しいものがあります。そのほかにも住民税、

固定資産税を支払わなければなりません。それに加え、食費に光熱費など、生活費がかかります。このような低所得者の人にとっては、平成30年度から国保の都道府県化によって、保険税が値上げされれば、死活問題になってしまいます。制度が変われば、今まで芦北町がやっていた国保事業の中の財政運営部分だけが県に移行されて、標準保険料率を県が町に示すことと、県が決定した事業費の納付金を県に納めることになると思います。こういう事態の中で、県が事業費納付金を決定し、標準保険料率を示しても、保険税率や賦課の決定など、権限及び予算決定権はこれまでどおり町にあります。

町長にお聞きします。県の統一化の問題は、将来的な平準化を進めるため、安いところは高く、高いところは安くなるのが懸念されます。芦北町は、1人当たりの医療費は高く、保険税は安いと聞くことがよくありますが、それは本来なら水俣病の加害責任を認めたチッソと国・県が全額支払うべきことなんです。国が本来負担すべき特別調整交付金を15分の3をまだ負担していません。100%もらっているわけじゃないんです。第三者行為であり、負担分を100%負担するのは当然です。被害地域の保険税が安いから上げろというのは論外です。引き続き、これまでどおり、国に100%負担を要請し続けて御尽力ください。

そして、今回の制度改正、県はまだ事業費納付金を公表していませんが、国保の都道府県化以降もこれまでどおり、町は保険税の引き上げ、いわゆる値上げをしないという政治姿勢で臨んでほしいが、町長、よろしくお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 地方自治体、各市町村が保険者となって、この制度はあるわけでありまして、御存じのとおり、私の記憶では6割以上が赤字、数字はよく把握しておりませんが、大半が赤字であるということで、これらの解消をする目的で、この制度改正があるということでもあります。うちは厳しいながらも、健全にこの事業はこれまで推移してきたところとございまして、御指摘のとおり、そういう懸念があるわけでもあります。特に特別調整交付金につきましては、以前はまだかなり低い水準でありましたが、この年2回の陳情要望活動によりまして、今のレベルまでできました。さらに、残る負担を国に強く今求めておるところとございしますが、さらに継続してまいりたいと思います。これは環境省だけでなく、主管庁であります厚生労働省が中心になるわけとございまして、環境省にも是非我々と一緒に行動してほしいと、意見を述べてほしいということも述べておるところとございまして、また引き続き頑張らせていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 残り時間が30秒を切っておりますので、まとめをお願いします。坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、100%取れるように、これまでどおり御尽力いただきたいと思います。

これからも町民の切実な要求実現のために、それぞれの地域に足を運び、対話を重ね、一人ひとりの町民の声を町に届けて提案していきます。町の事業に反映されるよう申し上げておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（寺本修一君） これで、坂本君の質問が終わりました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、この後、全員協議会を11時30分から議員控え室で行いますので、お集まりください。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時19分

平成29年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月16日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

- 第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 3 報告第 1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ
いて
- 第 5 報告第 3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 6 議案第23号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第24号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第 8 議案第25号 平成29年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）
- 第 9 議案第26号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第10 議案第27号 業務委託契約の締結について
- 第11 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについ
て
- 第14 議員派遣の件
（一括議題＝第15から第18まで）
- 第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
（閉 会）

2 出席議員（15人）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 荒川知章君 | 2番 坂本登君 |
| 3番 宮内道則君 | 4番 寺本順一君 |
| 5番 古村逸男君 | 6番 白坂康浩君 |
| 7番 草野安道君 | 8番 前田徹一君 |
| 9番 元山秀志君 | 10番 宮尾秀行君 |
| 11番 平松洋一君 | 12番 川尻成美君 |
| 13番 藤井公明君 | 15番 水口宣之君 |
| 16番 寺本修一君 | |

3 欠席議員（1人）

14番 岡部 惠美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

| | |
|---------------|-----------------------|
| 町 長 竹崎一成君 | 副町長 藤崎正司君 |
| 教育委員長 澁谷百鍊君 | 教育長 竹浦裕道君 |
| 総務課長 下田研君 | 企画財政課長 一丸喜八郎君 |
| 税務課長 川尾敏浩君 | 住民生活課長 田渕耕一君 |
| 福祉課長 櫻井優一君 | 農林水産課長 福田貴司君 |
| 商工観光課長 園川民夫君 | 建設課長 長崎十三男君 |
| 上下水道課長 杉本芳郎君 | 会計管理者兼 会計室長 井手口浩二君 |
| 田浦基幹支所長 宮石幸人君 | 教育課長 長船正純君 |
| 生涯学習課長 宮下祐一君 | 農業委員会 事務局長 告畑一彦君 |

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

| | |
|--------------|----------------|
| 議会事務局長 岩間睦生君 | 次長(課長補佐) 上野孝司君 |
|--------------|----------------|

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1. 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 講堂
- (3) 内容 講演
演題 「政治・経済の展望」(仮)
講師 政治ジャーナリスト 泉 宏 氏
- (4) 期 間 平成29年8月3日(木)
- (5) 派遣議員 水口副議長

2. 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 美里町文化交流センター ひびき
- (3) 内容 講演
演題 「二元代表制の意義と議会の機能強化」(仮)
講師 東京大学名誉教授 大森 彌 氏
- (4) 期 間 平成29年8月22日(火)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成29年6月16日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分いたしました税条例の説明の前に、地方税法の主な改正について御説明申し上げます。

まず、個人住民税においては、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除等の見直しがなされております。

固定資産税においては、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税につきまして、所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の動向を踏まえて補正するよう見直されております。

また、都市部で申告する待機児童問題の対策の一つとして、保育の受け皿の整備等を進めるための税制上の優遇措置が図られております。

軽自動車においては、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、特例措置の見直しがなされております。

以上の改正内容を踏まえて、今般、税条例を改正するものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして説明申し上げます。

2ページから3ページの第32条から第50条までは、個人住民税の改正でございまして、控除対象配偶者等の定義変更に伴う文言の改正でございます。

次に、固定資産税の改正内容について説明いたします。

条文は、3ページの中程、54条になります。第54条に第7項を追加するもの

で、家屋の付帯設備であります償却資産につきましては、本来、家屋の所有者が納税義務者となりますが、所有者以外の者、いわゆるテナント等と申しますが、が取り付けたもので、その者の事業用資産である場合に限り、テナントが所有する償却資産として課税するようにするものでございます。

次に、3ページの下段、61条の2と、5ページの上から4行目の附則第10条の読替規定のうち、第9項の追加は、都市部で深刻化する待機児童問題の対策の一環として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の措置でございます。

4ページに戻っていただきまして、中段、第74条の2、これにつきましては被災者生活支援法の適用を受け、災害により滅失・破損した家屋及び償却資産に代わるものとして取得した家屋、償却資産に係る固定資産税の課税の特例でございます。

次に、6ページになります。中段、12行目からの附則第16条第3項中以降は軽自動車税のグリーン化特例の見直しにより、現行の特例措置が2年間延長される。平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得したもので、新たな燃費基準を満たした軽自動車につきまして、75%から25%の軽減が適用される改正となっております。

附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しに関するものでございます。

第23条第2項中「26万5,000円」を「27万円」に改正するものは、5割軽減に係る所得の判定の見直しでありまして、26万5,000円に被保険者数を乗じて得た額に33万円を超えた額としていましたが、5,000円を増額し、27万円に改めるものでございます。

また、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改正するものは、2割軽減に係る所得の判定の見直しでありまして、48万円に被保険者数を乗じて得た額に33万円を加えた額としていましたが、1万円を増額し、48万円に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとなります。以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

第3 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第3、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 皆さん、おはようございます。企画財政課長を拝命しました一丸です。どうぞよろしく願いいたします。

報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度芦北町一般会計補正予算の第5号第2条及び第8号第2条の繰越明許費は翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

平成28年度芦北町繰越明許費繰越計算書、この繰越事業につきましては、先の12月議会及び3月議会の中で、それぞれ繰越明許として定め、承認を得ているものでございます。

款2総務費の個人番号カード交付事業から款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの13件の合計、4億1,611万2,000円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳は既収入特定財源が8,433万8,000円、国県支出金は2億761万2,600円、地方債は8,430万円、一般財源が3,986万1,400円でございます。

主な繰越事業は、事業実施に伴う協議等に時間を要し、適正工期が確保できないもの、また国の補正予算に伴い予算化したものの適正工期が確保できないなどの理由のため繰越したものでございます。繰越した13事業の全てが着手されております。5月末までに完了したものが、生涯学習センター施設整備事業と公共土木施設災害復旧事業の2事業でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 繰越明許計算書のほうに対して、2点ほど質疑を申し上げますが、まず款1の総務課に係るいわゆる個人番号カード、マイナンバーカードについてでありますけれども、昨年ですね、繰り越されたときに質疑をしたんですけれども、人口比率の8%しか、そのカードの申請がなかったという形でありますし、今の現状はどういう現状なのか。この140数万円全部繰越しであるわけですが、申請されない、私も申請してないんですけれども、申請されない人が大多数であろうと思いますが、今後の見通しがこうなると、全額国の国県支出金で、要するに国の支出金で来るわけで、ずっと繰越しになっていきますが、今後どういう見通しになるのか、款1の質問の1点目です。

2点が、いわゆる今、財政課長から説明がありましたように、何らかの形で繰り

越されたわけで分かります。要するに、繰越明許費とはですね、何らかの事情でその年度内の支出を終了することができない経費について、特別に翌年度、1年間に限り繰越しをして使用するという事で理解しております。そういう中でございますけれども、会計年度単独の原則という原点を考えて、踏まえてですね、一般財源において繰り越されたということの中で、ここに今3点が繰り越されております。一般財源のみで繰越した分ですね。先ほど説明では、生涯学習課の分は完了したということでしたよね。それはいいです。それでは、木造住宅建築支援事業というのが、毎年1,500万円組み込まれております。よって、毎年繰越しという形であります。これは非常にもう大分前からですけども、地産地消の観点、また地場産業育成等で非常に私は効率的ない事業というふうに評価をしておりますけれども、いつもこうして何百万か繰り越される中に、申請というのがいつで打ち切られて、いつ、3月31日まで交付ができなかった分が繰り越されるわけであって、早く消化するためにはどういう必要があるのかなとか考えるものですから、使い切るわけですけどもですね、今の現状がどういう、繰り越された現状がどうなのか、いつ終わる予定なのか。また、申請の締め切りとか交付に対して、繰越しが最小限に食い止めるためには、どういう使い道、これを補助金として交付するときに使い道がどうしたら繰越しが少なく早く年度内に消化できるのかというのを、私自身考えた場合、何か方法はまだできないのかなというふうに思うものですから、こういう質問をするわけでございます。

あと、県営地域道路改良整備事業について、担当課からそのことを説明いただければと思います。

○議長（寺本修一君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） まず、本町のカードの交付状況でございますが、5月31日現在、地方公共団体情報システム機構の情報でございますが、本町において作成された件数ですが、1,629件、人口比率で9.2%でございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 木造住宅建築支援事業につきましては、議員のほうから大変いい事業だと評価しているというお言葉をいただき、有難く存じます。繰越した分につきましては、4件ほど取り扱いをしております。そのうち1件は4月に終わりました、6月末に2件、7月末に1件完了を迎える予定で事業を推移しているところでございます。

また、繰越しのあり方について御検討されとる内容の質問ですが、この件につきましては、私も担当者と担当係長を交えまして、その意見を十分聞いて確認しております。この事業に関しますと、目的は御承知のとおりでございます、住宅を建

築するとなりますと、いわゆる発注される方、事業主の方と、町内工務店、あるいは大工さんなどの都合や、工期がそれぞれ異なってくる事情がございます。それに対応するため、現在のところ、補助金交付決定の最終期限は定めておりません。これは御承知のとおりでございます。特に工期につきましては、家の大きさや工務店、大工さんなどの都合に左右されておりますので、これまでも年度内に着工して翌年度に完成する、いわゆる事業年度をまたぐ事業につきましては、このとおり予算の繰越しで対応しておりますので、私もいろいろ考えてみたところですが、事業を遂行する上で大切な事業主のニーズにも十分応えておりますし、事業の目的も十分達成しておりますので、現在のところ、今までの方法は適当なやり方だと思っておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 県営地域道路改築事業についての御質問でございますが、これは県道芦北坂本線改良に伴い、宮浦地区の農道橋の架け替え工事が生じました。これにつきまして町としても負担を行うということで、本年の3月31日付けで、県とその費用負担についての協定を締結したところであります。

事業としましては、県は29年度事業で行うということ、負担金についても29年度で受け入れるということでございますので、繰越しを行っております。

なお、工事のほうは、現在進んでおりまして、年度末に精算予定でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、款7のほうは年度末には終了ということで、特別に1年以内ではもう完了するという理解をいたしました。

そして、住宅のほうは理解をいたしました。町が発注する、要するに工事とか、いろいろ工程が単年度にあります。2年度にわたることもありますけれども、要するに発注して係る、その工事は年度内にというのがありまして、補助金というのはそういう町民のニーズに関わることということであるんですけども、やはりいつでもいいですよ、補助金やるからということのように理解されているから、そういうことになっているというようなふうにも感じますので、ある程度、単年度というか、そういうことも考慮しながら、やっぱり民間工事ですので、それに合わせて工事をするというようなこともできるんじゃないかなというふうに思いますので、造る人、住民の方、発注者ですね、と造る工務店の方に、もう一度やっぱりそのあれも周知されたほうがいいのかというふうに理解するものですからですね。本年度予算の1,500万円の消化と、残ったやつ消化というので、毎年そういうふうに残っていくということがありますので、私はいつも言うのが「打つ手は無限」という言葉があります。できないことはないんだということに相成りますので、「打

つ手は無限」という言葉をあればですね、何か打つ手はあるんじゃないかなというふうには私は個人的に考えたものでございます。

そして、マイナンバーカードですけれども、9.2%、1.2%しか伸びてないということで、今度どうするのかと聞いたんですが、住民生活課の担当でなくて総務課、款1やったもんですから、総務課と思ったもんですから、今後どうなるんですかね。

○議長（寺本修一君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 現在のマイナンバーカードにつきましては、主に身分証明書と、役場あたりで各種住民の方は申請書、届出書を出されるときに、これまでいろんな添付書類等を、所得証明であったり、そういったやつを付けていただいていたんですが、それが今回そのカードがあれば、課の連携がとれて必要ではない、そういったメリットがあるんでございますけれども、現在このカードがないと生活にすぐ困るといったことがないものですからですね、実際伸びないのかなというふうには思っております。今後、国のほうでは、保険証であったり、免許証明ですね、そういったやつと一体としていくというような、そういった話もございまして、そういった方向で流れていくと交付率のほうも上がってくるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、この繰越予算はずっと残っていくということで理解していいですか。

○議長（寺本修一君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 現在のこの繰越額でございしますが、平成27年度に国のほうがもう総額で、全国で3,000万枚の交付を見込んでおりました。それが実際はですね、今年の3月8日現在で1,070万枚ということで、もう約3分の1まではいきませんが、見込みが大幅に減って、事業費も当然落ちます。その発行に係る事業費を国全体のを出したのを、各自治体の人口比で按分して、今町のほうに入ってきているんですが、27年度予算で28年に繰り越したやつが、その繰り越したやつで28年度も実際賄われたんですね。28年度で144万9,000円の予算化をしておりましたが、それもそっくりそのまま使うことが、手を付けなくていいということになったものですから、29年度に繰越しをしてくれということで国からの指示があったものでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

-----○-----

第4 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第4、報告第2号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 皆さん、おはようございます。

報告第2号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成28年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧いただきたいと思っております。

事業として、県立芦北青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務が行われております。

利用状況は、県立芦北青少年の家が525団体、延べ7万2,190人で、前年度より1万53人増加しております。これは熊本地震の影響によりまして、県北などの研修施設が被災したため、熊本市などからの来所が大幅に増加したことによるものであります。

一方、芦北海浜総合公園につきましては、入場者数が延べ2万7,548人、同じく熊本地震の影響などによりまして、前年度より5,255人減少し、公園使用料収入も前年度比81.3%の1,739万1,600円となっております。平成28年度の事業実績は、総収入1億1,735万5,449円、当期末処分利益は259万4,085円となっております。

なお、6ページに損益計算書に記載のとおり、当期純利益は102万8,021円となっております。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、また7ページから販売費及び一般管理費の計算内訳など、9ページに利益処理がございますので御覧ください。

最後に、平成29年度の事業計画について申し上げます。資料は10ページからになります。県立芦北青少年の家の業務委託につきましては、ひとつくりくまもとネット三勢共同体と、平成29年度から新たな5年間の契約締結がなされております。利用者数は近年の少子化などの社会情勢及び28年度の決算状況を踏まえまして7万人と見込まれております。

また、芦北海浜総合公園におきましても、利用者の増加を図るためのサービスの

向上に努めるとしてあります。

12ページから収支計画書を記載しておりますので御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 28年度は熊本地震の影響で、ほかの施設が使われなかったから、芦北青少年の家が多く利用されたという要因があったようでございます。伸びているというようなことでございますけれども、29年度は青少年の家の研修生等の利用者が7万人ということで、前年度比800人増の見込みを立てておられます。海浜公園においても、これは県の受託料がありますし、海浜公園においては町の委託料があります。年々増額になっている傾向であろうというふうに私は見ておりますけれども、ずっとこれは企業会計ですので見てみますと、目をちょっと疑ったんですけれども、役員給料のほうがですね、要するに代表取締役ですけれども、28年度までは月3万5,000円の12か月で42万円だったのが、月8万円の96万円、2.3倍ほど大幅にアップをしております。これはこういう委託料も負担が毎年多くなる中に、これでいいのかなと私は思ったんですが、それはそれなりの取締役会とか出資者と関係者で検討された上でなったと思いますが、まず1点はどういうことで代表取締役のアップになったのか、その経緯をまずお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

一応私のほうは報告を受けている中での回答をさせていただきたいと存じます。

前からも私も見ておりましたし、報告も受けておりましたけれども、代表取締役におきましては、従来の報酬に比しまして、ほとんど毎日、事務所のほうにお出でられる。その交通費も必要であります。それとまた、御出張もされます。それと、様々なそれに要する経費を全て今まで自費で、自分で賄っていらっしゃる。それはその会社のほうの負担をなるべく軽減化したいという御本人自らのですね、御姿勢というのは、私は見ておりましたし、間接的にも聞いていたところであります。そういった中に、先を取締役会議の中におきまして、やはりそういったことの現状、それとやっぱり要する経費はというふうなことでですね、決したというふうに聞いております。以上であります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはりですね、数字で見たら、あらっと思いますので、聞かないと分からないわけで、十分理解はいたしました。もう御高齢でありますので

すね、事故ないように、執務体系もちょっとお伺いしたいというふうに思ったら、いつも出社されておるといようなことでありますので、それは報告ですので、よろしいでしょう。いわゆる基本は、受託をされた中でもですね、やっぱり法人ですので、利益を生む設備投資ぐらい自分でやる、そういう施設ではないようでありますけれども、人件費が主ですのでですね、まあそれはそれとしていいでしょう。

次にですね、数字の問題ですけれども、数字がですね、12ページです。の(6)のほうのですね、契約金額が消費税込みで4,859万4,000円になってますよね。当初予算を見ると、4,883万9,000円の委託料になってまして、差額が24万5,000円違うんですが、これは何かの要因が

あるとですかね。そこまでちょっと見たんですよ、私、はい。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） すみません。もう一回お願いいたします、御質問のほうを。

○12番（川尻成美君） 町から委託料をもらうでしょう。当初予算には4,883万9,000円と載っております。この収益計算書には4,859万4,000円という形でありますので、24万5,000円の違いは何なのかなというふうに気付いたものですから、お願いします。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） はい。失礼いたしました。

入札による減であります。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

-----○-----

第5 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第5、報告第3号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第3号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成28年度の営業報告について申し上げます。資料は3ページを御覧ください。利用者総数は、前年度比91.2%の38万286人でありました。事業

実績は、総売上高で2億6,945万1,879円、当期利益は449万7,128円となっております。部門別では、公園利用者数9万8,494人、収入5,420万7,000円、温泉センター利用者数10万5,124人、収入6,850万8,000円、主要事業利用者数654人、収入3,265万2,000円、物産館利用者数17万6,014人、収入1億1,408万3,000円となっております。

その内容としまして、平成28年4月に発生した熊本地震の影響によりまして、公園、温泉センター、物産館ともに、利用者数が落ち込みましたが、計画的な人員配置などによる経費削減などで黒字決算となっております。

そのほか貸借対照表が4ページに、損益計算書が5ページに、6ページから利益金処分などの報告書がございますので御確認ください。

最後に、平成29年度の事業計画について申し上げます。資料は9ページからになります。公園事業部では、サービスレベルの強化、公園、温泉施設のメンテナンスの強化、主要事業の拡大とあります。

物産館事業部では、新規・既存商品の売り込み、品揃えの見直しで、集客力を高めるとあります。

11ページに物産館事業部の事業計画、12ページに収支計画、13ページに公園事業部の事業計画、14ページから15ページに収支計画を記載しておりますので御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

第6 議案第23号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、議案第23号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第23号、平成29年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億280万6,000円を追加し、総額を99億5,480万6,000円とするものでございます。また、第2条で地方債の補正を行っております。

歳出から御説明いたします。予算書は10ページになります。

款2総務費、目2広報費の補正額150万円は、国の地方創生推進交付金の内示に伴い実施します本町PR動画制作委託料でございます。目6企画費の240万7,000円は、同じく国の地方創生推進交付金の内示に伴い、ふるさと応援寄附金返礼グッズ等政策委託料100万円と、本年4月の芦北高校入学者が当初見込みを上回りましたので、補助金140万7,000円を補正するものです。目14まちづくり推進費の250万円は、一般社団法人自治総合センターの内示に伴い、花岡西公民館の備品整備に係るコミュニティ助成事業補助金です。

次に、款3民生費です。目2障害者福祉費の6万5,000円は、福祉介護職員処遇改善加算の見直しに伴うシステム改修委託料です。目5後期高齢者医療費の25万9,000円は、保険料軽減措置の見直しに伴う後期高齢者医療事業費の繰出金です。

次に、款5農林水産業費です。目3農業振興費の9,935万8,000円は、国の地方創生関連交付金の内示を受け、JAあしきたが実施します直販施設の移転整備に伴う補助金9,533万3,000円と、単県事業補助金の目途がつかしましたデコポン施設への循環扇自動開閉装置の導入に伴う攻めの園芸生産対策事業補助金402万5,000円です。また、青年就農給付金の制度改正に伴い1,537万5,000円を農業次世代人材投資資金へ組み替えております。目9中山間地域総合整備事業費の199万2,000円は、県が実施します宮浦横手校区の圃場整備に、事業着手の目途がつかしましたので、事業進捗に必要な換地員報酬19万2,000円、負担金及び補助金180万円は、その事業負担金135万円と、受益者負担に係る農地集積促進事業補助金45万円です。

予算書は11ページになります。款6商工費です。目4芦北海浜総合公園管理運営費の1,466万7,000円は、公園施設長寿命化対策工事に係るもので、国の社会資本整備総合交付金の増額内示に伴い増額を行うものです。目6物産館管理費の600万7,000円は、道の駅たのうらのレストラン及び直売所の空調機修繕料64万8,000円と、物産館別館の空きスペースとなりましたので、有限会社御立岬によります運営開始に向けての改修工事費122万9,000円と、冷蔵ケース等の備品購入費413万円です。

次に、款7土木費です。目3道路新設改良費の7,405万1,000円は、国の社会資本整備総合交付金の増額内示がなされたことから、芦北校区の測量設計業務委託料1,396万4,000円と、花岡校区の工事費6,008万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は8ページになります。

款 1 1 分担金及び負担金の目 1 農林水産業費分担金 4 5 万円は、宮浦横手校区の事業着手に伴う受益者分担金です。

次に、款 1 3 国庫支出金です。目 1 総務費国庫補助金 1 7 1 万円は、PR 動画制作とふるさと応援寄附金制度に活用する地方創生推進交付金です。目 2 民生費国庫補助金 6 万 4, 0 0 0 円は、処遇改善加算のシステム改修に係る補助金です。目 4 商工費国庫補助金 3 6 5 万円は、海浜総合公園長寿命化工事に係る社会資本整備総合交付金です。目 5 土木費国庫補助金 3, 0 6 2 万 6, 0 0 0 円は、町道射場芦北線改良工事等に伴う社会資本整備総合交付金です。目 8 農林水産業費国庫補助金は 4, 7 6 6 万 6, 0 0 0 円は、JA あしきた直販施設の移転整備に伴うハード事業分の地方創生拠点整備交付金 4, 5 6 6 万 6, 0 0 0 円と、ソフト事業分の地方創生推進交付金 2 0 0 万円です。

次に、款 1 4 県支出金です。目 1 民生費県負担金の 1 9 万 4, 0 0 0 円は、後期高齢者医療事業保険料軽減措置の見直しに伴う保険基盤安定拠出金です。項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金の 2 4 2 万 9, 0 0 0 円は、宮浦横手校区の受益者分担金に対する補助金 2 2 万 5, 0 0 0 円と、デコポン施設営農循環扇等の導入に伴う補助金 2 2 0 万 4, 0 0 0 円です。なお、青年就農給付金 1, 5 3 7 万 5, 0 0 0 円は、制度改正に伴い農業次世代人材投資資金へ組み替えを行っております。

予算書は 9 ページになります。目 3 農業水産業費委託金 1 2 万 7, 0 0 0 円は、宮浦横手校区の換地業務に係る県委託金です。

款 1 8 繰越金は、最後に御説明いたします。

款 1 9 諸収入の目 2 雑入 2 5 0 万円は、花岡西公民館の備品整備に伴う自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金です。

款 2 0 町債の目 3 農林水産業債の 4, 3 3 0 万円は、JA あしきた直販施設の整備に伴う補助金に充当するものです。

最後に、款 1 8 の繰越金です。歳出総額から特定財源を引きました 7, 0 0 9 万円は、前年度繰越金を補正財源として充当するものでございます。

次に、地方債の補正について御説明いたします。予算書は 4 ページでございます。

第 2 表地方債補正をお願いいたします。農業振興事業の財源として使用するため、限度額を 2, 5 6 0 万円から 6, 8 9 0 万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

なお、予算書の 1 2 ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳出ですけれども、款4、6についてですけれども、この海浜公園ですけれども、当初予算が1,830万円付いております。3月に予算審査のときに現地も見ましたけれども、保険の補助が付いたということではありますが、あまりにも大きな事業ですので、9月決算のときに見に行くとは思いますが、ちょっと大方の事業を、この前説明した以外にまだやられるわけですので、説明をお願いしたいと思います。

また、物産館においては、当初予算は工事請負で照明器具、あるいは備品購入ではガスコンロとかしてありますが、そのほかに何をされるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

海浜公園の工事請負費につきましては、先の内示により増額をいただきました関係で、公園内の人だけが通る人道橋ですけれども、これが4つございまして、当初はその一つ、1橋をやろうということで予定しておりました。今回の増額に併せて、また1橋追加をやりたいと。それは10か年に及ぶその改修計画に基づいて一応やるものであります。それと、非常に平成12年にオープンいたしまして、約17年経過しております。橋が劣化をしている。木柱の割れだとか、横板あたりが外れたりとか、大変危険な状態になっておりまして、この事業はその危険度の高いところから一応取り組んでいくわけですけれども、あと残りの1橋あたりの橋は、なかなか半分で切るとか、この補助対象額どおりしてしまおうということができませんので、あと1橋分、全部を一応追加してやると。安全を確保するというふうなことを優先しましたので、今回の補正の金額ということになりました。

それと、もう1点であります。物産館の管理費の備品購入費についてのお尋ねというふうに思います。こちらにつきましても、物産館が平成15年にオープンいたしまして、これも14年ぐらい経過しているわけであります。当初、町のほうで備品を冷蔵ケースですけれども、冷凍冷蔵ケースを配置しておりましたけれども、先ほど言いましたような経年劣化によりまして、かなり傷みが出ておりまして、こちらのほうを一応買い替えたいというふうに思いまして、そちらの冷蔵ケース4台分、396万4,680円と合わせまして、物産館横のレストランのガス給湯器がちょうど壊れてしまいましたものですから、その分16万5,000円ちょうど、この2つの合わせた分の内容であります。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私の、この6月議会の補正予算の観点から申しますと、やは

り一般財源を全額使う場合は、当初予算で組むのが当然という、私の理論でありますし、見込み違いじゃなかったのかなとかいうこともあるものですから、こういう質問をしました。要するに、12月、1月、2月で査定してやるのに、分からなかったのかなとか、そういうのもあるものですから、その点はやっぱりどこの部署もですね、6月の補正予算案というのに対してといたしますか、3月の当初予算に組むべきことはしっかり精査して、そしてやるというその観点を私は思ってるものですから、こういう質問をしましたので、御了解いただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 今の要望について、ちょっと説明不足なところがありましたので、ちょっと説明させていただきたいと思います。

この物産館の備品購入につきましては、左側に別館があるわけですがけれども、その別館が今年の3月末で、2スペース出まわされて、空きスペースとなっております。なので、お出でられました観光客へのサービスがなかなか不十分なところがある。それと、公共施設としまして、空いたままにしておくというのは、非常に経営上も良くないというふうに一応判断をいたしまして、早めにこの空き店舗を解消して営業を始めたいと。それと、会社につきましても営業のその収益を上げてもらいたい。それと、地域住民の方たちにですね、生活用具とか食品等の提供を幅広くサービスをしたいという思いが、それと地域のそういった熱望がございまして、やむなく待ちますと、丸々1年間が空き店舗になってしまいますので、今回は補正ですね、計上させていただいたところでありまして。御理解、よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第7 議案第24号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号)

○議長（寺本修一君） 日程第7、議案第24号「平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第24号、平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,528万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。予算書は7ページになります。

款1総務管理費、目1一般管理費の450万4,000円は、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管されることに伴い、国民健康保険システムの改修が必要となったことから、委託料を追加するものでございます。

次の款5前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金の78万2,000円は、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者納付金の確定通知があったことに伴い、納付金の増額を行うものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3国庫支出金の国民健康保険支援事業費補助金450万4,000円は、国民健康保険システムの改修に対する補助金でございます。

次の款10繰越金の78万1,000円は、前年度繰越金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

第8 議案第25号 平成29年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第25号「平成29年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第25号、平成29年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ781万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,641万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書は7ページになります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の728万9,000円は、低所得世帯の保険料軽減基準の見直しに伴い、広域連合に納付する後期高齢者被保険者保険料の増額と、保険料軽減分の公費分担金でございませす基盤安定分担金を増額するものでございます。

次の款4諸支出金、目1保険料還付金の50万2,000円と、目2還付加算金の2万3,000円は、過年度分保険料の還付金と還付加算金でございませす。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料の548万3,000円と、目2普通徴収保険料154万7,000円は、低所得世帯の保険料軽減基準の見直しに伴い、保険料を増額するものでございませす。

次の款3繰入金、目2保険基盤安定繰入金25万9,000円は、低所得世帯の保険料軽減基準の見直しに伴い、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございませす。

次の款5諸収入、目1保険料還付金の50万2,000円と、目2還付加算金の2万3,000円は、過年度分保険料の還付金と還付加算金を広域連合から受け入れるものでございませす。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第9 議案第26号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第26号「芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第26号、芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い改正するものです。

法律の改正で、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする規定が第26条に追加されました。これに伴い、条例第2条第3号で規定する情報提供等の記録にこの情報連携を含む規定を追加しております。

また、改正前の法律第26条以降の条が1条ずつ繰り下がりましたので、引用条文を改正しております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、提案につきましては、規定のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第10 議案第27号 業務委託契約の締結について

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第27号「業務委託契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） 議案第27号、業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、新芦北町史編さん業務の業務委託契約締結の承認に係るものでございます。

本業務は、合併10周年を契機として、芦北町の歩みを振り返り、町民の歴史認識の共有と帰属意識及びアイデンティティの確立を目指し、さまざまな課題解決に役立てる基礎資料とすること。また、ふるさと芦北に対する理解と愛着を深め、町民文化の向上を図ることを目的とし、新芦北町史を製作するものでございます。

- 1 契約の目的 新芦北町史編さん業務委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 7,495万2,000円
- 4 契約の相手方 株式会社ぎょうせい九州支社

代表者 支社長 松浦 孝徳

なお、契約期間は、本契約締結の日から平成34年3月31日まででございます。業務委託の概要について御説明申し上げます。委託内容は、編さん室運営業務を除く新芦北町史編さんに関わる全業務です。

成果品としましては、平成32年度に新芦北町史ダイジェスト版を2,000部、平成33年度に新芦北町史通史編を600部、通史編のデータを収録したDVDを400枚製作する計画でございます。

次に、契約の相手方の選定経過について申し上げます。町史編さん業務を円滑に実施するためには、執筆、寄稿、各分野の学識者との調整など、特殊なノウハウと人材等のネットワークを必要とする編集業務が重要であり、町史の内容にも大きく影響するものでございます。そのため、金額だけで判断するのではなく、民間業者の豊富な技術やノウハウを最大限活用し、完成年度までの継続性を確保するための優れた提案を受け、事業の目的・内容に最も適したものを選定して、随意契約を行う公募型プロポーザル方式により実施いたしました。

公募は、プロポーザル実施要領の中で参加資格要件などを定め、九州内に本店、

支店、または営業所等があり、九州内での製作実績を有する者などとし、募集は芦北町ホームページなどを通じ行いました。

業者からの企画提案書受付を3月27日から4月21日まで行った結果、応募は2社でありました。プレゼンテーション及びヒアリングを4月27日、委託候補者選定委員会を5月2日に行っております。

選定は、企画提案書及びプレゼンテーションを踏まえ、執筆体制など、審査票に基づき、委員1人当たり100点、5人の委員合計500点満点で、最低基準点を300点として審査を行っております。

審査結果を申し上げます。株式会社ぎょうせい九州支社377点、熊日サービス開発株式会社316点、この結果、株式会社ぎょうせい九州支社が377点で最高得点者となりましたので、契約候補者に選定し、契約についての協議を経て、随意契約により仮契約を5月26日に行いました。

契約金額は7,495万2,000円で、予定価格に対する契約金額の率は97.3%でございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第 1 1 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第 1 1、同意第 1 号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町 1 2 1 0 番地、氏名、藤崎正司。

この件につきましては、平成 2 9 年 6 月 1 6 日に任期満了となりますので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を得るものであります。

氏は、昭和 5 2 年 1 月、旧田浦町役場に入庁され、平成 9 年 4 月、議会事務局長を皮切りに、総務課長、町民課長、企画観光課長、農林水産課長を歴任され、合併後の新町におきましては、企画財政課長として平成 2 1 年 3 月の退職まで奉職されました。平成 2 1 年 6 月から副町長として、町行政の発展に御尽力いただき、その手腕は町政全般にわたり、豊富な行政経験と高度な知識を有しており、副町長としてまさに適任と認め、選任するものでございます。

どうぞよろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号は原案のとおり同意しました。

ここでしばらく休憩いたします。
副町長の入場を求めます。

[副町長入場]

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤崎副町長の挨拶を許可します。

○副町長（藤崎正司君） 議長におかれましては、挨拶の機会を与您にいただきまして、感謝申し上げます。

この度、私の副町長選任につきまして、全会一致で御同意、誠にありがとうございました。これから副町長として3期目の任に就くこととなりますが、竹崎町長をはじめ、皆様の信任に応えられるよう務める所存でございます。

議員の皆様には、何かとお世話になることかと思いますが、これまで同様、よろしく願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

○議長（寺本修一君） 藤崎副町長のますますの御活躍を祈念いたします。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第12 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第12、同意第2号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦町258番地、氏名、川尾敏浩。

提案理由につきましては、本議案書記載のとおりでございます。

御承知のとおり、本庁職員でございまして、略歴を申し上げますと、昭和55年7月、旧田浦町職員に採用されましてから36年11か月の職員歴を有しており、

その間、町民課を皮切りに、10課を歴任し、昭和63年度には熊本県地方課での勤務も経験しております。本年4月から税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第13 同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第13、同意第3号「農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

同意をお願いする方々は、お手元の議案書に記載しておりますように、塚本壽、井川輝征、藤井雅史、田口昭広、草野義雄、片山幸弘、寺本眞理子、尾上春樹、谷口孝一、阪口修一、宮本和市、以上11名の方々です。

提案理由でございますが、本議案書記載のとおりでございます。

農業委員会等に関する法律の改正による委員選任については、昨年12月の議定例会において、委員定数を11人とする定数条例の議決をいただきました。その後、本年1月から3月にかけて、団体・個人からの推薦、または本人から応募の方法による委員の公募を行い、その結果、11名の推薦・応募がありました。この11名の方々について、芦北町農業委員会委員候補者評価委員会に評価を求めた結果、全員適任ということで報告があつてあります。これを踏まえて、今回提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

それでは、まず同意3号の中の11名中、寺本眞理子を除く10名について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号の中の11名中、寺本眞理子を除く10名について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号の中の11名中、寺本眞理子を除く10名は、原案のとおり同意しました。

ここで、議長を水口副議長と交替いたします。

〔議長交替〕

○副議長（水口宣之君） これから水口が議事を進めます。

ここで地方自治法第117条の規定によって、寺本修一君の退場を求めます。

〔寺本修一君退場〕

○副議長（水口宣之君） それでは、同意第3号の中の11名中、寺本眞理子氏について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水口宣之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水口宣之君） 討論なしと認めます。

同意第3号の中の11名中、寺本眞理子氏について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（水口宣之君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号の中の11名中、寺本眞理子氏は、原案のとおり同意しました。

ここで寺本修一君の入場を求めます。

[寺本修一君入場]

○副議長（水口宣之君） ここで、議長を寺本議長と交替します。

[議長交替]

-----○-----

第14 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） それでは、議事を進めます。

日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

-----○-----

第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の件

第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（寺本修一君） 日程第15から日程第18までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議席に配付しています申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員